

# 活力ある職場づくりⅡ

～健康で生き生きと働くことのできる職場を目指して～  
(平成30年3月改訂)



©岡山県マスコット  
「うらっち・ももっちと仲間たち」

子どもの健全な育成を図るためには、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員が心身ともに健康で生き生きと働くことのできる活力ある職場をつくることが大切です。

こうした職場づくりに向け、岡山県教育委員会が実施する事業や各種制度の積極的な活用や、ハラスメント等への正しい理解を通して、全ての教職員が健康で生き生きと働くことのできる活力ある職場をつくきましょう。

**教職員同士のつながいを大切にし、  
組織の力を結集して「チーム力」で仕事を進めていきましょう！**

## 効率的な業務の遂行に努め、 子どもと向き合う時間を 確保しましょう！

- 勤務時間と勤務時間外を意識して業務を行いましょう。
- 効果的な取組を行い、働き方改革の実現を目指しましょう。

## お互いを尊重し、 支え合うことのできる 職場にしましょう！

- ハラスメント等を正しく理解し、お互いを尊重して仕事ができる職場にしましょう。
- 普段から教職員間で会話をする機会を持ち、気軽に相談できる職場にしましょう。

## みんなで支え合いながら、 休暇等を有効に活用しましょう！

- 休暇を取りやすい職場環境をつくり、休暇の積極的な取得に努めましょう。
- みんなで支え合うことにより、仕事と子育てや介護との両立を図りましょう。

## 健康管理に努め、 リフレッシュを図りましょう！

- こころとからだの健康づくりを進めましょう。
- スポーツなどを通じて教職員間の親睦を図りましょう。





# 効率的な業務の遂行に努め、子どもと向き合う時間を確保しましょう！



○ 勤務時間と勤務時間外を意識して業務を行いましょう。

○ 効果的な取組を行い、働き方改革の実現を目指しましょう。

**勤務時間**

職務に専念することが義務付けられている時間です。

1日：7時間45分  
1週間：38時間45分

※ 勤務時間等については教員を対象に説明しています。

勤務が義務付けられた場合	制度の名称	割振り変更の範囲	備考
勤務時間の割振り変更	勤務時間の割振り変更	単位となる期間(※1)の範囲内	(例) 地区別懇談会で18時から20時まで2時間勤務の必要がある場合、別の日の勤務を5時間45分とする。
時間外勤務	時間外勤務		校長が時間外勤務を命じることができるのは、いわゆる超勤4項目(※2)に該当する業務に限る。

**週休日**

勤務する義務のない日です。

日曜日及び土曜日

必要休日	制度の名称	振替等の範囲	備考
週休日の振替	週休日の振替	勤務が必要な日の前8週、後16週の範囲内	(例) 日曜日に体育祭のため勤務し、月曜日を週休日とする。
4時間の勤務時間の割振り変更	4時間の勤務時間の割振り変更		4時間の勤務時間の割振り変更と合わせて週休日とする場合のみ「3時間45分の割振り変更の特例」(試行)ができる。

**休日**

正規の勤務時間であっても、勤務が免除される日です。

国民の祝日  
年末年始の休日  
(12月29日から1月3日まで)

要休日	制度の名称	代休の範囲	備考
休日代休	休日代休	勤務が必要な日の後8週の範囲内	校長が休日に勤務を命じることができるのは、いわゆる超勤4項目(※2)に該当する業務に限る。 休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。

### (※1)単位となる期間とは・・・

平成14年3月17日を初日とする4週間及びこれに引き続く4週間ごとの期間のことです。

平成30年度は、平成30年3月25日を初日とする4週間ごとの期間になります。

(例) 3月25日～4月21日、4月22日～5月19日、・・・

### (※2)超勤4項目とは・・・

教員に時間外勤務を命じることができるのは、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られます。

- ① 生徒の実習に関する業務
- ② 学校行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害や児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等に必要業務

### 特殊勤務手当

教員が心身の著しい負担となる業務などに従事した場合に支給される手当です。

例えば・・・泊を伴った修学旅行の引率業務においては、勤務時間の割振り変更の有無に関わらず特殊勤務手当が支給されます。

特殊勤務手当の一例 (平成30年4月1日時点)

業務の種類	支給額 (日額)	
学校管理下で行う緊急業務	(1) 非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務	8,000円
	被害が特に甚大な場合	16,000円
	(2) 児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500円
(3) 児童生徒に対する緊急の補導業務	平日6時間程度	7,500円
	平日3時間程度	3,750円
修学旅行、林間・臨海学校等において児童生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	5,100円	
対外運動競技等において児童生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	5,100円	
部活動における児童生徒に対する指導業務で週休日、休日等に行うもの	4時間程度	3,600円
	2時間程度	1,800円

※ 勤務時間外や週休日、休日に勤務する必要がある場合には、事前に管理職に申し出ましょう。

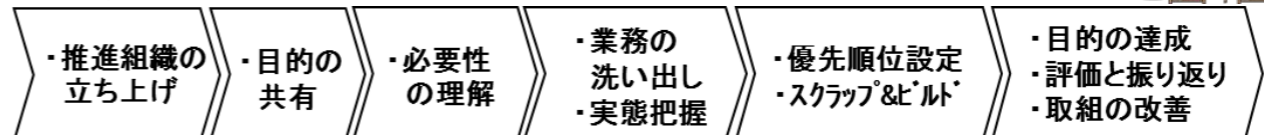
「岡山県教育委員会働き方改革プラン」では、重点取組、効果的な取組事例を示し、学校現場の働き方改革の実現に向けた支援をしています。

● **重点取組** ※すべての学校で必ず取り組むべきもの ● **効果的な取組事例** ※これまでの研究成果のまとめ

- ＜時間管理の徹底＞
- ・定時退校日の設定
  - ・学校閉庁の実施
  - ・最終退校時刻の設定
  - ・ひとり1改善運動
- ＜事務業務の軽減＞
- ・校務分掌の工夫
  - ＜授業準備支援＞
  - ・教材データ等の共有
  - ・板書型指導案の活用
  - ＜部活動休養日の徹底＞
- **効果的な取組事例**
- ・休暇の積極的な取得
  - ・外部人材の活用
  - ・会議の工夫
  - ・行事の精選、見直し
  - ・書類の整理・廃棄
  - ・保護者対応のルールづくり

● **取組事例** (平成29年度業務改善加速事業モデル校の取組)

＜働き方改革の実現に向けた取組の流れ＞



＜働き方改革通信で紹介したモデル校の取組＞

<b>終礼黒板の活用</b> 口頭での伝達項目、所要時間を黒板に記入し、時間内に伝達	<b>カエルボードの活用</b> 毎朝、各自が目標退校時刻に名札を貼り、時間を意識した業務を実施	<b>校内組織の設置と取組の提案</b> 学校の実態を踏まえた改善策や取組を定期的に話し合い、提案
<b>放課後業務(水泳指導)の削減</b> 指導体制や時間割の工夫、夏季休業中の指導の充実等で教育の質を維持	<b>PTA業務の精選</b> 保護者等を研究組織のメンバーとし外部の意見を踏まえた取組を実施	<b>業務改善提案ボードの活用</b> 教職員が、業務や校内環境の改善提案を随時行える体制を整備
<b>会議改善～提案文書の工夫</b> 連絡事項、協議内容を明確にした会議資料の工夫	<b>クリーンタイムの実施</b> 放課後、全員で机まわりの整理整頓を実施し、効率的な勤務環境を維持	<b>留守番電話の設置</b> 平日19:30～翌朝7:30 留守番電話対応とし、放課後業務の生産性を向上

※ 詳しくは「岡山県教育委員会働き方改革プラン」(平成29年6月)や「働き方改革通信」を参考にしましょう。岡山県教育庁教職員課のホームページにも掲載しています。(URL: <http://www.pref.okayama.lg.jp/page/519079.html>)

### 部活動の適切な運営に努めましょう！

- ① 中学校は週当たり2日以上(平日1日、土日原則※1日)、高等学校は週当たり1日以上以上の休養日を設けましょう。(※大会直前等、限られた時期は例外とする。)
- ② 土曜日が日曜日のいずれかは原則として休養日に充てましょう。
- ③ 長期休業日には、その意義や家庭生活等を考慮して適切な練習計画を作成するとともに、連続して休むことができる日を設定するように工夫しましょう。

＜各学校における取組例＞

- 【中学校】毎週水曜日と日曜日を休養日に設定している。メリハリのある練習で効率よく活動している。
- 【高等学校】毎週日曜日を休養日に設定している。練習強度を「弱→中→強」のサイクルで行うことで、休みながらも効率的な練習に努め、成果もあがっている。

～ 生徒と教職員のために ～

- ・「学業や生活とのバランス」「健康や安全面への配慮」などに十分留意しましょう。
- ・活動時間は、生徒や教職員の健康管理の観点から、管理職と顧問教員が十分連携を図りながら適切に設定しましょう。



# お互いを尊重し、支え合うことができる職場にしましょう！



- ハラスメント等を正しく理解し、お互いを尊重して仕事ができる職場にしましょう。
- 普段から教職員間で会話をする機会を持ち、気軽に相談できる職場にしましょう。

- 学校の相談窓口を確認しましょう。
- 相談窓口には男女両方の教職員を配置しましょう。
- 研修を実施して、様々なハラスメントの防止について共通理解を図りましょう。

## 「セクシュアル・ハラスメント」とは・・・

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び教職員が他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動のことです。

### <具体例>

- ・冗談のつもりで「そろそろ結婚しろよ」「子どもはまだか」などと言う。
- ・酒席で、上司の側に席を指定したり、カラオケでデュエットを強要したりする。
- ・「男のくせに根性がない」「だから女は〇〇」などと言う。
- ・女性ということで、お茶くみ、掃除、私用等を押しつける。

など

## 「パワー・ハラスメント」とは・・・

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことです。

### <具体例>

- ・些細な失敗を執拗に非難する。
- ・合理的な理由もないのに、プライベートな事項を執拗に詮索する。
- ・発言を無視したり、会議に参加させないなどして、職場内で孤立させる。
- ・本人の能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事しか与えない。

など

## 被害にあった時は

### はっきりと拒絶しましょう

不快と感じる言動を受けた時は、はっきりと拒絶の意思を相手に伝えましょう。

### 信頼できる人に相談しましょう

家族や友人、管理職や同僚など、信頼できる人に相談しましょう。

我慢したり、無視したりしても、何の解決にもなりません。  
ハラスメントは学校全体の問題です。  
問題を解決していくことが、悩んでいる他の人を救うことにもつながります。

### 記録を残しましょう

相手の名前、日時、場所、具体的内容等を記録しておくことが、早期解決につながります。

## 相談を受けたら

話をよく聞いてください。

解決策と一緒に考えてください。

相談窓口等に相談することを勧めてください。

### 管理職に求められること

- 日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めること。
- セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処すること。

### 教職員に求められること

- 問題提起をする教職員をトラブルメーカーとして見ることや当事者間の個人的なこととして片付けることはせず、職場の問題として解決に取り組ましましょう。
- セクシュアル・ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促しましょう。
- 見聞きした場合は、声を掛けて相談に乗りましょう。また、上司等に相談することをためらわないようにしましょう。
- 職場の歓送迎会など勤務時間外のセクシュアル・ハラスメントについても十分注意しましょう。
- 職務上接する職場以外の者との関係にも注意しましょう。

### 管理職に求められること

- パワー・ハラスメントについて十分問題意識を持つこと。
- 上司等の言動によっては、教職員は人格を傷付けられ、あるいは疎外感を持ち、過度に心理的負担等を受け、ひいては心身の健康を損なうことがあり得ることを認識しておくこと。

### 教職員に求められること

- パワー・ハラスメントを見聞きした場合は、周囲の教職員は、被害を受けた教職員が一人で悩みを抱え込むことがないように積極的に声掛けをするとともに、必要な場合は、管理職や相談窓口等に相談しましょう。
- 同僚がパワー・ハラスメントに当たるような言動をしている場合は、速やかに注意しましょう。
- 職務上接する職場以外の者との関係にも注意しましょう。

※ 「マタニティ・ハラスメント」や「アルコール・ハラスメント」などその他のハラスメントについても十分注意しましょう！

相談窓口一覧	岡山県教育庁・教育機関の職員 県立学校の教職員	専用ホームページ	http://kenchoweb.pref.okayama.jp/personal/kyoiku/somu/harassment/harassment_setumei.html
		事務関係職員	岡山県教育庁教育政策課 人事班 086-226-7568
		教育職員	岡山県教育庁教職員課 義務教育人事班 086-226-7581、高校教育人事班 086-226-7582
	市町村（組合）立学校の教職員	市町村（組合）教育委員会	担当の部署（学校教育課、学事課、総務課等）
	教職員ハラスメント相談ホットライン	岡山県教育庁教職員課	専用電話 086-222-0874

※ 窓口には男女両方の相談員がおり、問題解決のお手伝いをします。なお、あなたのプライバシーは守られます。また、匿名で相談することもできます。





# みんなで支え合いながら、休暇等を有効に活用しましょう！



○ 休暇を取りやすい職場環境をつくり、休暇の積極的な取得に努めましょう。

- 年次休暇を年15日を目標として取得しましょう。
- 夏季特別休暇(6日間)の完全取得を図るとともに、期間中(7月～10月)については、夏季特別休暇と年次休暇を合わせて12日以上休暇が取得できるようにしましょう。
- 普段から教職員間で声を掛け合うなど、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めましょう。

<b>年次休暇</b>	<b>特別休暇</b>	<b>病気休暇</b>	<b>介護休暇</b>
・1年に20日間、理由に関わらず取得できる休暇です。 ・20日を上限に翌年に繰越しができます。	・結婚、出産、子育て、忌引、健康管理等の特別な理由で取得が認められる休暇です。	・病気やけがの療養のための休暇です。 ・私事による病気やけがの場合、引き続き90日を超えない範囲内で取得できます。	・配偶者、父母、子などが、病気等のために日常生活を営むことが困難な場合に、その介護を行うために取得できる休暇です。
有給休暇	有給休暇		無給休暇

## こんなときは、どうしたらいいの？

<b>中学生までの子どもの看護や学校行事への参加がしたいとき</b> 家族休暇(特別休暇) <b>5日以内(子が2人以上いる場合は6日以内、小学校6年生までの子が2人以上いる場合は10日以内)</b>	<b>夏季に健康や家庭生活の充実を図りたいとき</b> 夏季特別休暇(特別休暇) <b>6日以内(7月～10月)</b>
<b>健康の維持増進を図りたいとき(満30、40、50歳)</b> 健康管理休暇(特別休暇) <b>3日以内(誕生日から1年以内)</b>	<b>ボランティアに参加したいとき</b> ボランティア休暇(特別休暇) <b>5日以内</b>
<b>結婚したとき</b> 結婚休暇(特別休暇) <b>8日以内(結婚の日から概ね1年以内)</b>	<b>家族等が亡くなったとき</b> 忌引休暇(特別休暇) <b>配偶者10日、父母7日 など</b>
<b>25年以上勤務し、表彰を受けたとき</b> 永年勤続表彰休暇(特別休暇) <b>4日以内(表彰を受けた日から1年以内)</b>	<b>大学等で勉強したいとき</b> 大学院修学休業(無給) <b>3年を超えない範囲内</b> 自己啓発等休業(無給) <b>2年(必要に応じ3年)を超えない範囲内</b>

※ 要件等の詳細については、管理職に相談しましょう。

○ みんなで支え合うことにより、仕事と子育てや介護との両立を図りましょう。

<b>妊娠等に関する制度</b>	<b>健康支援休暇(特別休暇)</b>					<b>妊娠代替</b>
	生理日の勤務が著しく困難なとき	妊娠中に通勤に利用する交通機関の混雑が健康保持に影響があると認められるとき	妊娠による障害(つわり)のため勤務することが困難なとき	妊娠中又は分娩後に保健指導又は健康診査を受けるとき	不妊症又は不育症のため治療するとき	妊娠により体育の授業等を担当することが困難な女性教員のため、非常勤講師等を配置する制度です。4月から夏季休業が始まる前日までは養護教諭も対象です。
	<b>2日以内</b>	<b>1日を通じて1時間以内</b>	<b>14日以内</b>	<b>妊娠週数に応じた回数</b>	<b>6日以内</b>	<b>妊娠判明時から産前休暇まで</b>

<b>出産・育児等に関する制度</b>	<b>産前産後休暇【女性のみ】(特別休暇)</b>		母子の健康を図ることを目的とした特別休暇です。 <b>産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間</b>	
	<b>家族休暇(配偶者の分べん)【男性のみ】(特別休暇)</b>		配偶者の分べんに伴って、取得可能な特別休暇です。 <b>配偶者の産前産後休暇の期間に8日以内</b>	
	1歳まで	育児時間(特別休暇)	<b>1日2回以内、1回60分</b>	授乳や託児所への送迎など、子の保育を行うために取得できる休暇です。
			<b>1日2回以内、1回30分</b>	
	3歳まで	育児休業(無給)	育児のために仕事を休める制度です。 <b>子が3歳に達する日(誕生日の前日)まで(期間の延長は1回)</b> ※ 配偶者が専業主婦(夫)や育児休業中の場合であっても育児休業の取得が可能です。 ※ 男性の育児休業の取得促進も推進されています。	
	小学校入学まで	育児短時間勤務	常勤の職のまま育児のための短時間勤務ができる制度です。	
		部分休業(無給)	1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。 <b>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内</b>	
	小学校3年生まで	時差出勤(試行)	勤務時間はそのまま時刻をずらして勤務できる制度です。 <b>早出(勤務の開始及び終了時刻を30分、又は1時間繰り上げる)</b> <b>遅出(勤務の開始及び終了時刻を30分、又は1時間繰り下げる)</b> ※ 教員の遅出は、長期休業中のみ認められています。 ※ 放課後児童クラブに出迎えに行く場合は、小学校6年生まで対象となります。	
	小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで	子育て支援時間(無給)	1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。 <b>1日を通じて2時間を超えない範囲内</b>	
	中学校卒業まで	家族休暇(特別休暇)	子どもの看護や学校行事への参加などのための特別休暇です。 <b>5日以内(子が2人以上いる場合は6日以内、小学校6年生までの子が2人以上いる場合は10日以内)</b>	

<b>介護等に関する制度</b>	<b>介護休暇(無給)</b>	<b>介護時間(無給)</b>	<b>介護のための時差出勤(試行)</b>	<b>家族休暇(特別休暇)</b>
	要介護者(配偶者、父母、子等)の介護を行うために取得できる休暇です。	要介護者の介護のため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが認められる場合に取得できる休暇です。	勤務時間はそのまま時刻をずらして勤務できる制度です。	要介護者の介護のための特別休暇です。
	<b>最大3回まで通算して6月の範囲内(特に必要が認められる場合は240日)</b>	<b>連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内</b>	<b>「育児のための時差出勤」と同じ</b>	<b>5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)</b>

※ 詳しくは「教職員の勤務の適正化に向けて」を確認しましょう。岡山県教育庁教職員課のホームページに掲載しています。要件等の詳細については、管理職に相談しましょう。



# 健康管理に努め、リフレッシュを図りましょう！



## ○ 心とからだの健康づくりを進めましょう。

### ◎ 心とからだの健康

教職員が気軽に相談できる環境づくりなど、**予防や早期発見に重点を置いた取組**とともに、**精神疾患等による退職者の円滑な職場復帰と再発防止のための取組**を行っています。

段階	事業名
実態把握 予防的対策 (1次予防)	各種研修講座（初任者研修、新任校長研修、新任副校長・教頭研修等）
	ストレスチェック
	心とからだの体温計
	職場の健康づくり研修会支援事業
	コミュニケーションスキルアップ講座
	健康づくりセミナー
早期発見 早期対応 (2次予防)	心とからだの健康相談
	メンタルヘルス支援員による相談
	教職員ストレス相談
	教職員よろず相談
	スクールカウンセラー等を活用した相談
	教職員を支える会
	教職員サポート相談
	管理職サポート相談
	管理職メンタルヘルス相談料補助
職場復帰 再発予防 (3次予防)	教職員復職支援システム
	保健師等の派遣相談

※ 詳しくは「岡山県教育庁福祉課健康管理班」のホームページを御覧ください。

### ◎ からだの健康

定期健康診断項目の**完全受診**と、その結果に基づく**精密検査等事後措置の徹底**を進めています。また、健康管理のための**人間ドック・各種検診・特定保健指導**などを行っています。

事業名	
定期健康診断（市町村立学校は、各市町村が実施）	
人間ドック（日帰りドック・脳ドック）	
各種検診	大腸がん検診
	肺がん検診
	婦人検診（乳がん・子宮がん）
	VDT障害予防検診
	内臓脂肪検診
特定保健指導	
心とからだの健康相談（再掲）	
職場の健康づくり研修会支援事業（再掲）	
健康づくりセミナー（再掲）	
ウォーキングコンテスト	

### ◎ 過重労働による健康障害防止対策

長時間の時間外・休日労働は、心身の健康障害のリスクを高めるため、県教育委員会では「岡山県教育委員会職員の過重労働による健康障害防止対策実施要綱」に基づき、**長時間労働を行った教職員に対し、医師による健康相談が受けられる制度等を整備**しています。

※ 市町村立学校の教職員においては、それぞれの市町村の規定に基づきます。

## ○ スポーツなどを通じて教職員間の親睦を図りましょう。

『職場の人間関係づくり』や『教職員相互の親睦』を目的とした福利厚生事業を行っています。



### ◎ 元気回復助成事業

教職員の元気回復・健康増進を図るとともに、教職員相互の親睦を深めるため、職場等で実施する元気回復事業に対して、助成します。

＜活用事例＞ 校内スポーツ大会、ボウリング大会、美術鑑賞会、各種体験教室

※ 複数職場の合同実施も対象になります。

### ◎ ウォーキングコンテスト（再掲）

健康の保持増進と明るい職場づくりを目的として、職場内でチームを編成し、チャレンジ期間中の歩数計測を行います。

### ◎ 職場の健康づくり研修会支援（再掲）

職場等において企画立案された健康に関する研修会等へ講師を派遣します。

＜活用事例＞ ヨガ、腰痛予防、リラクゼーション、メンタルヘルス など

このほかにも、公立学校共済組合岡山支部・（一財）岡山県教育職員互助組合では様々な福利厚生事業を行っています。

※ 詳しくは「おかやま教職員福利厚生ネット」を御覧ください。



平成30年3月

発行：岡山県教育庁教職員課

住所：〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：086-226-7915 FAX：086-224-2160

URL：http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/